



A vertical ruler scale from 0 to 10 cm. The numbers are in black, except for '20' which is red. 'JAPAN' is printed in red at the top, and 'Tama' is printed in red near the bottom.

伊勢平蔵貞丈先生著述

貞丈雜記 第一帙



東都書林 文溪堂發行

貞丈雜記序

筆書のち我る祖父伊勢平蔵
翁の暇年乃姪身小
之を筆書小手孫清山
子も未だのき
主筆を年月を付記
一ノ二の筆者平蔵

筆書哉そのかく千鶴、玉様の
説すりつゝては傳ふよもひと
うへし清秀哉此身こそに携
來て梓才元を同志、梓才
をほりあらへきるものもの
をもんとこれをありすむあわ
つよよ多情してゆ一ニの同

志かく空あひぬ葉が秋に
かどり生枝桜才、さむ桜
行脚のよまはよよ舞

天暦元六月音鏑寄太郎貞友撰

は春城謹書

貞丈雜記序

折りつ安齋先生武家故實の有藏ある
事あすわく世人の好んで済みずれ
ひとにゆきくいゆむるべく餘著述
あられしよ百をもこらむる中す
じあらえまが年四百有九アト
革とおこされ生涯の多忙也かねて
あり天のさくはれよ此並みアヌト
レ難れい、村五郎家代の古書とてく便え

まほのス人ハあま内ナくらさん付ハ
达吾タクガのたゞタマもあはハレトキ向ハシめ重
より下シモ頭カミをハかハるハ向ハシめ重
小キ入スル也ハ子孫チホ一ヒコ清シラ一ヒラ川
改ハシ改ハシ筆シテ本文ヒメノのハシアムハシ
のみ正實マサニ曆十三年癸未イニの正月十二日トウ
がまうマス日ヒ月ツキ子チ付ハシてハシいハシ、
とハシるハシのハシ一ヒコ代タケ年イニのハシんハシうハシきハシちハシ
出ハシつハシしハシとハシおハシふハシあれハシ一ヒコ朝ヒムのハシもハシ

達吾タクガのハシあま内ナくらさん付ハ
之シ又アリキハシ母モチ一ヒコ
又シ一ヒコ年イニとハシよハシれハシくハシまハシ多ハシ一ヒコ子チと
トハシセハシりハシくハシ一ヒコ年イニ付ハシてハシ一ヒコ

伊勢早翁貞丈



あくハシあんハシ也ハシえすハシのハシ嫡ハシ孫ハシ方助
貞ハシ春ハシせんハシまハシひハシんハシちハシもハシおハシうハシ一ヒコ
草ハシ葉ハシ木ハシのハシあハシはハシ鷦ハシ鷯ハシとハシあハシまハシうハシ一ヒコ
ルハシこれハシれハシれハシれハシれハシおハシのハシれハシれハシ一ヒコ

傳もも遠讀院味一付小一本と
不く子記されより種子虫入もあり
て尼寺便ちんが一部かどあり
也す補正をもくまく書院の
頭書よ手もき事くお文よ直へ
ヨリおと向うにいつとすれ、追跡
の説あむがお院政書よほりて解
安きつあありがく情キレし松翁
はくまようも有筆の書と私不比

止よけあおうんじゆは依令らあよくも
しも身丈先生の多澤を、承せよ傳
多きにのすがくじゆめのじゆまのよま
あきのあくへは伊勢貞友先生のう月を
かがくもあくよ、よしおとてきくよ
抜下つばり梓り一葉すき不生
いじ一ノ木あらぬきのとみやさす
いづりやくに記さるは源のえぢ

貞丈雜記

物目錄

卷之一

禮法之部
祝儀之部

卷之二

人品之部
人物之部
人名之部

卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

裝束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

奉膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷十

弓矢之部

卷之十一

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一

諸結之部

凶事之部

雜車之部

書籍之部

惣目錄終

貞丈雜記卷之一 上

禮法之部目錄

一天下禮法之事

一禮節之事

一扇を物を戴

一扇の扱古今相遠

一進退

一蹲踞

左膝立故實

一古ハ禮を專と也

一足あくのよ禮あー

一ワジンギの事

一膝行

一行列鎧長刀の事

一武家禮法乃書の事

一陪臣猿樂御目見

一目禮

一平伏

一つめかしき之事

一せめゆ馬又禮あー

一三足内器

一庭上乃禮

一細川流之事

一大名の内乃者

一手廻斗之事

一猿樂田樂御目見

一役又從ふ時禮あー

一沓乃禮

一ぶあつけゆの事

一禮儀指南

一三儀一統乃車

一諸禮ト云車

一書札禮之事

一諸禮家之事

一習禮

一故實ト云事

一御成ト云車

一物内喰様之事

一拍手車

一天のさう手

一腰巻取扱

一左右膝立居乃車

一祝ト云事

一婚禮輿昇出車

一床盃之車

一祝儀進物之事

祝儀之部目錄

一婚禮惡魔ちゆひの車

一三ツ目の餅之事

- 一 四の字を忌む事 一 結納之事
一 たのみ之事 一 挞飯之事 四ヶ条
一 元服之事 一 公家衆元服之事
一 女乃元服之事 一 姫うぢき之事
一 髪置之事 一 かり元服之事
一 男子髪置 一 帯ふをへ祝
一 褒着之事 二ヶ条 一 女乃褒着
一 鉄醫附り免之事

貞丈雜記卷之一

伊勢貞友

同

門人

千賀春城

校

岡田光大

禮法之部

一天下の禮法ハ上方ハ天子を定め出でて天下の人々
が禮法を守り一也 謙倉將軍頼朝ノアリ 武家乃威
勢強く公家武家トニコロアリて公家ヲハラホの禮法
を守る武家ハ武家の礼法あり 京都將軍義滿ノ時
よりて孙武家の禮法盛ニ傳ケテ宇家の外地下の者こ

とくに武家の礼法をもつてゐる。我先祖伊勢
守ハ代々京都將軍の政所職をうけ継ぐ間、奉行を兼勤
す。か將軍家歴中の禮儀作法ハ皆伊勢ちの司する。ゆゑ
まへうバ將軍家禮法の於祿多く偽りしが應仁の乱より失
失して、今きどもまづり法の書とも家は傳へてある。よう
て京都將軍の礼法の家とせよもうち伊勢流と云ふ名
付く事よりあつたる也。

一我家は傳へ来ゆるの礼法が实を京都將軍の旧家風ある
ようて、流派を名はけて「足利流」といふ事。され
ば世上より左様ハいまと併勢流と云ふ也。

一禮第と云ふ事。まき人をほげて、もうやもひいやまき人をぶあ
あどくす因、位の人を人を先だす我ハ後アヒテをれ
とろ也うやすまき人をうやまふハ魚川、うひやいやも
まき人をゆしもハあどアヒテもつらひもあくおどアヒ
あくも魚の位を傳へてゐる。まき人をくわ
みまき相あらう第と云う。第の字をホドヨシトマム

一世人の以前へ出る時扇を腰よさうて出る。ハ古不禮とせ
ず扇をはふゆハむれ也。京都將軍の代より中より扇を
さへて世人の以前へ出るを不れ。アヒテ「舊記」
「元和ノ開膳」。あとの時ハあらわれる物あらざ扇

處を武家より夫人
の為へき。あらゆ
事。ハ上古の風也
日本記應帝天平
治子六年八月丙寅
御史大夫文室真人
淨三以年過力衰傷
詔特聽宮中持扇策
利此度宮中二扇を
あり。及代より扇を
朝服の具として持

扇蝙蝠あゞ宮中ニ
持てゆきありしと
依て今世より其美
人の若くゆるハ
さうてかうす上古

扇蝙蝠あり宮中ユ
わらひよスアリテ
依テ今世トモ其
人の若くゆるハ
さうレキナシ上方
の歴史、エ叶フ

ミタニテ退ニモあるヲ配膳ヨハナリテモ不苦也。ちも
ドモセヨリ今ハ法力メテシムアキハ世ヨ随フノ
一扇ニ物を戴テ人ニキシテ巻川紀ニテ扇ニ物をまつりテキ
ヒテ時ニムサズ不ガ表ヨキヘリハウトガわを実人の方へア
ハガ裏表ト定リヒテハモト麻の目の方を、我持ひて先々
ミ人ニキヒ也。トアリ裏表ト定ハ、あぐれども表の方ヨリ
シテ能也。軍陣^{グンヂン}ニチリ^ンの時ハ表ヨ日輪^{ヒノリ}を書ム。扇ハ日輪を模
リテシム。小物をまつり也。

第八身ノ真中ニ有
ルヤウニおテ我身
ノヒズミヲ直スベ
キ為ノ定矩ナリ又
君ノ仰ヲ忘レヌ為
ニ書キ有テ我義闇

よきくて退タクのもあるる配膳ハイゼンヨリテモ不若也ハシモ
どもせセ官今カツナウハ法力ハラフメテキシテぬすあきハ世セモ隨スルヘ
扇イシバヨ物モノを戴カセテ人ヒトヨキシテシテ螺川記ニシカハキニテ扇イシバヨ物モノを戴カセテキ
止スル時メシタよすスルが表タケシマヨキヘリバウスルあわアハを穿スル人ヒトの方カタヘアリ
忠チヂム恭裏表タケシマト定シタマツリトハアリ小コトハ廉ケンの因イニシの方カタをアリ我持シテひ先サヘを
多くシテ系シテい也シテトあり裏表タケシマト定シタマツハアリれども表タケシマの方カタミシテ
くるり袖スリマツ也シテ軍陣ブンジンの時ハシモ表タケシマヨ日輪ヒマツシをシテ書シタマツくる扇イシバハ日輪ヒマツシをシテ様シテ
りシテふ物モノをシテあきゆシテ也シテ

扇をあやくよどみとまづ公家より禮役を仰ぐ物なり
時ハ左右のもと易をわすむ多の生人中の返り

スル更モアリシ也
笏紙トテ右ノ書付
ノ紙ノ押レヤウ公
家ニ習アリトフ江
家次守ト云事ニモ
見タリ

かねて禮儀を守らるゝ也是禮之武家ハ勿れぬざるか扇を
笏のめくよ持てれ候を守る所の方のれ也年中諸大名れに威
記ニテ扇をうげよ至る不るも素候あづか近代めは有
事わるる不及き非難あやくの代のか也されば家方よ
ハ傳君面の時をもつまよ持て候事也武家方ニシテよ
限り以前一柄又おもとく差情せり腰よ^{レヨウコウジ}トモ更に自由緩
急の候よ非より前よりかくきほんべくざる也
えゝ曾我物語卷二云扇あやとにああ候一ころよる我
の十面扇入のよし父もいものうへありゆつてゆく處のよ
よひやをあひそれどもうちば外者我物語の内而

ニ扇あやくよおあはへてまくえ車をえり皆れ候を
シ一謹で物ノ時ノ也古の禮也宇治拾遺物語卷五ニ云鬢をけふ
君の毛をあらむことすばうちなきううちの向きうりきぬよ拂りぬのきぬのさのわ
あるきうりをハ拂ふる夜とあらゆめ出されてこゝへしく扇を考ふれてうそ
まう扇う又卷十四云刑部様とよ麿官びんひげは白髪すりうるがまくのうき
ねはあは拂きうるがいふのりしきへとあらう扇をあらうよあらうとくうふ
しもくす
すりうす

一扇を貴人の前へ腰より出の者これもあらず古も
貴人よ物禮あるするニ扇を笏よかることのあり隣膳
あらんハ扇をさす一酌レヤクある人ハ扇をさすくさむるも
酌并祀レヤクヘイキよこのまことに人のひあらて扇つづくべざるが
余く吹書ふきしの扇をひきつゞハ主禮あり腰より

すみハ多れもあらず但せ古の人々ハ一族ニ扇をあぎ陰よ画て貴人の前へす
をれとすせの風俗のうりに一人イグリ御東あらとくた
あらぐくに何事も古今の變ありや變をかくすとく思
古安あわざま國られぬすハモカ世上の風よきく

一元もあとくれ役儀のす也れの字を志ほせよもこもく
げくとくれ清と書之膳の字故元川元川よめども膳乃
字ハえ素あき字也傍の作り字也

一やもじしきは進退の二字也刃のふきよひをぬきま
かくら立立くもひとも立居ふきよひともあり今財
人よ食物をくます食くまするをあらわすかくよひ、あらわすかく
人よ食物をくますをばあくよひとも也食度乃二字
をくますかくよひもあくよひもよひ也

一人ニ射トトモシヒヨレテする故曰記ニ矣歟トアリ又式
新トアリ豊川紀氏式退トアリ矣歎モ式歎モ文字モ
神式退トアリハ文字トヨタキ也式ハ清也退ハ吉也
ト也れ清トヨタキ也退ハ吉也退
ト心あり者式退ト云也式退ト云者を今ハあき、あひと云
宗五一冊稿書、云礼俗の事多きど、之度逃ハ彦子細見れ
茶ノ葉書人茶ノ葉書人
也之友ニ云々す

一人ニ射リトモアシヒヨレヲスル。故曰紀ニシテ
新ノアリ。蟻川紀ニハ式退トモアリ。新歛ノ式
也。式退ノアリハ文字ヨリ少ニキ也。式ハ傳也。退ハテビ
ク也。れはテキシヤ。辭退ジスイ。人を先ニシテ我ハあくよ退
ム。心アリ。式退トコサ也。式退トモアリ。今ハあき、あいと云
宗五一冊稿書。され候の事。もとより、之度迄ハ庶子細見れ
也。之ノ之ノ稿藉也。又人唐記ニ云。佛祖。それらうする事
也。方ニ似くる也。云。おと川をとふ。おと川をとふ。
ヨリ今多き。也。ト云。洞。同。

ソニキヨ
一時居る所を美人の間あわてて通るときもひきぬ

汝をよき處のち云歸居カタマリ書てうりとまうするよも
也今ハ中れ又迺アリれあぐらう人あり
一今時衆人の脚あふる時遠ヨクアリ里アリとす
あり毛モぼボひ、大刀同祿又盃モ外何モも持シて無シる
时ヒ以前ヘキ居キ居キ隙キハまシく、常シおめメく歩ハシく、エ止スむを止スみ
發居ハシケル越カムく、コエ哉ハシむらに引ハシくあ飯ハシ
被ハシ居キ越カムく、モツハラナイ也モは送ハシく名付ハシく、モツハラナイ響カク方カタある。内
言ハシあきよかハシ迎ハシ來カムのモやり事ハシく左ハシの送ハシくの跡ハシ人ハシ
の方ハシを里ハシ上ハシけハシて跡ハシ見ハシえハシても尋ハシねハシり
うのモ、ハシ人ハシのモもハシくす左ハシはお居ハシ

かくもひの上に跡す
ゆきおとま
ゆせは書使てか
る事ケネ云先
人してテ村あ
ウハ中屋へか
テのをもて畏て
あをくはトク也家五一冊移書よろしくあはの事
アシ

かくのりまひ上座をうつす跡アシタカをゆきおも年
も也ほともとて御のあるふ事コト一ノ事也
一方ハ莫人の書卷レコウは酒杯コップも左の毛マツ立存のいぢを
あせきに岸クモリ也宗五一冊後書コトハシよろしくおはの事コト
の前よりひざき左の方をもすあるべくまづい物モノの財カネ
も出アツムべくまづ左のひざきあるべく度シテす。財カネ
人のあひづくめはまる也酌シヤクをうる時ヒメハ右のひざきをうる也
余タラ閑書シヤク酙シヤク秀紀ヒカルキ等ドウはあり今世コトハシハ久くかき立る紙
きれの紙シナガもむね也古くからござりむをれどす
一方輿ヨウよめくる人ヒトは行ハシマひスハ人の大退物イヌヲハカサカケカサカケ也

山野の大的小的あり射り傷れぬ事無る時又ハ野山
かす暴あす打殺ヒュウケツ身セあめりか通る时又ハ神社佛レーリヤフツ
の前カミを過る时又ニ職サニレヨクあざの内門ウチモンを過る时又ハ川カワがり彎カガ
指ガタあく人のまゝか通る时又彎カガまんくる人移シイ川カワを
よ行カムひくる时何きも向カムつゝ我知シルぬ人ありと必下
馬カマへて通る也や馬カマをもハ向カムの人ヒトすゝ使シスをもめさ
れシテされをつまう也人のあるももよやるシテ通
る時カニ也さむシムるよハれ候カタマリとえの古カニほりするせむ
人々よれ家カミハさまであす先サヘのれ
ゑ今カニ後アヒタ人ヒトが一シテれもちれシテよあす先サヘのれ

一雜記ナニカ
あるふれ候一人の事はすく
いよ

通る時あへあうハぬくまびゆせとあうをかづ考ふるよ
安波高見の度サウリ人のあとを通るは系履クツ也カニカ
ぬきで通うるはえり足車アシタカハぬくまも也

ぬきで連りくるをえりて是事ハぬくもゆ也
思へばあああゝ風あれあとは酌弄レタスハイキみかえりや
うれはひくらせ又ひくらせうららトトロハアモ
りてひくらせ云々

三度車玉海云
二年三月廿五
日向右乘帶勝行
度左次右次左
合三勝但最末未引
寄右勝齊左勝也

腰行とぞえどもあはれの事
のゆゑへ進む出るかとも退ふるが爲めに立て進む
延べられあるかとぞ人より、まことにすと行ひ相成

つゝもひ重級つまうむとさりを之に也
サングク
之口もくも進む也近く時也同
吉部秘訓拟云勝行二
度生先進左臍既以進

右勝以左勝謂付膝於板數天引進是常事也
度注先右以左次右相均落居也新注弁官拟云膝行者一說付膝於板數天引進是常事也

公方極ニハ長刀ヲ持
せらるゝ也私ニハ持
まざる也

物語也近年ハ立ちどりあひをかうびと立つやれ
する也ト部の者すのもあらざる事也

一義滿ら定めたり
武家禮法の書ハ廻ニのれよわうび

一京都將軍家へ諸家の陪臣猿樂田樂等の御月夕の貲
例記あるを承りておどり
バイレンサルガク
デジガク
白砍
コウ

一回禮と云ふ事なり物をいもすゝも川きされをする也
一平伏ヨコシまろハ西ニシをのづき歌ウタをうげひをかゝれをす也
連章故対叔云平伏作法事長觀二年二月十七日祈年穀奉幣上
卿右大目被參入之間平平伏令居定給之後予又居直ムカシ
一候久利クニルきともろハゆらユラの事也莫モの以前之勝
多タチ之之外何ナシもお無ナシつて是シテ左シタ右ミタ
右ミタきもくミク力カズをひきまくマクり相シタうちミコト也 檻ヒラ
とも云今川大草紙云弓矢車カミ相シタ毛モ川カミきも
弓タガ矢ヤ車カミ左シタ也 又アフタも毛モ川カミきも
ハハ毛モ川カミ左シタ也 又アフタも毛モ川カミきも
一せむるよハれ候スルトキ人ヒトは對スルトキ不スルせぬ物

三中口傳云大外記
大夫遇大目下車平
伏

雜記

也人のすせもるあくちむとよすに通る村へ下る
通る也せむる人六十九ヶ所カノゴを參りてあいかづ
うふ也奉公曉アシタカ記シテ外日記ヨウジは
あり今時ハウノのあくちく度ヒトクかよハれ法ハあ

床ノ上床ノ前ニ
 五クハ足ヲ下座
 へ向レハ足一ツ界
 入ノ方一向フ至多
 ノ左右並クハ足
 一ツ居ノ中へ向
 レハ客人ニ向フ
 下座ニヨクハ上
 レハ足一ツ向レ
 産へ足一ツ向レ
 ハ客人ニ向フ

三足卓
 蟻蓋
 日
 日
 日
 日
 日
 中二ツハ
 足アリ産
 二而ヘシ

卷之三

右は度補小吏の事也と号す唐爐城人の渡
益者あり人のある事も度一ツ人のあるものけ無く
一度上のれ又ハ度のれ事旧記るあり是が客入を度主
度主ア送ア出ア主ア也ソヨヘハ主闇アソア所亦一客
人主ア村西の度ノ度ノ度ノ度ノ度ノ度ノ度ノ
也主ア主ア主ア主ア主ア主ア主ア主ア主ア

小笠原ハ秀馬ノ
家室町將軍ノ事也
一武家のわが家は細川源氏の裔であつて細川政のわが風
神龍也子の事也
ハ小笠原ヲ本ト
ス彦根ノ進退敵
ハイセニえ服婚
礼ノ法式ハ彼家
ノ私ノ家風也府
軍ノ家法ヲ傳へ
タルニアラズ
細川源氏の事也
モ皆私ノ家風ナ

あだん一一枚五千又細川政典主上の目録同前彼
のへよ附めばひ又三萬貫足あくつてかうて知り中畠
細川政典一へすれまへせうづめ方もあ
一人はれ做作法を指南する者ハ我うる物をほりみれ做を
即ちすて我うる不禮不義ナリ人ハ指南ハ叶ふ
づれ是伊勢守代のみ家法あり

一賤きもとて貴人をおそれざるやまびざる人を雇つてひ
きく人セシム内侍者ありお非ナリトキズレ義もばの
細川の者くまんをぶつゆもくやすくまわるす
也我懲得の為よもよまざきくまくまくを雇つて

もうち也武士のまき車をうまくをくやほくにま
じひよあすれ也

一大名の内侍者公方の侍家臣をくやまく車をうまく人
をくやまくすハあす公方の侍威勢をぬきくやまくし
るが也我くよ大禄をうむ大名の内侍者が小禄をう
公方の内侍官をくやまくするハ公儀を恐
きするヒシ者也馬鹿鷹もく公方の内物をく人恐
れて會取るをすてて公方の侍人をくされると
いき事也又侍家臣くよ者ハ多くく小禄をうむ
大名の内侍者あくよもしかむくすをひくあ

京都ニテハ口祝ト
江戸ニテノキノ
シノ事也

ハ公方の脚威勢を制す道理ある也能く云ひてす
一物あざ彼も侍也我も侍あざハ必ずれどもす
一今時莫くへ門よ鷹の時脚を折りとて二方より蛇を
まくを前よ結するの蛇を三つ斗争ひ前へ主脚を踏
るべし蛇を三人並びて、かく折るの今世の事
リ也古より然るといふ事多々舊記すも著る所
もの也近代の風俗也

一古京都將軍へ諸大名私家臣并猿樂田樂等脚自見の
時ハ脚附面の底よかへこありて無用也其事東
山数年中行車タ次紀祿敵中タ次紀事よなえり

一役よあくご脚ハれおへうえのあく多と六酌を動タロ
被子を拂陰膳を勧め膳を拂あへて下るを後よあ
がくと云也一足莫くの前を廻り又莫くは行あひ
りともれをすすみ及ざる也正膳を廻して帰る時
あくとあくと一足ハ駄居のれをへて廻るあり
一昔のわが車古の人ハ車よあく必貸をもむる事
も也馬上坐とふ坐也莫くあくと行あひ下す
すすまくす坐をねぎうれをすと莫くの事も限
らす人よ附タレ倣キ下す車ハ、こく水をぬく
也はよ古紀よ名をす又も忠閑書よ云わざる内

れと云ハ田樂様承かせしの者あらずる上タアモ
シ冊ハトモトナリおもてみあへ左の番叶紙ぬきにてをす
車あり其をくら河内れども也似まへが实るよ
あわ。法はあすおもて御あへ左右をねくべき事
ヨリモトナリおもてみあへバトモニテ
常ハ機ホ田ホ六下セヌラカヘシ

一鹿苑院義滿將軍松浦代小笠原安庫助長秀今川左
京太夫氏頼伊勢武藏守滿忠或ハ憲比人ノ名併付テ天下
のれ法の書が多ミ定シキニ書を當家ヲ法集三儀一
統大双紙ノ号もく由世の人多シシテ三儀一統
ト云書ヨニ車又えナリ先れ也偽也右の氏頼滿忠

又忠
トヨシテ
トヨシテ
長秀ハ小笠原の系源ナキ長秀ハ小笠原の系源ナキ
長秀一人の私の草書ヨリて書ニ後の人序文を作
加ケテ三家のもの假作アリニ儀一統ト云名を有聖人
ト云也が名ハ當家ヲ法集也ト書ハ一神將軍の傳を
承テ書く物ト云々不そぞかの義滿ヲの附生され一神
法の書ハ應仁の大亂ヨリ失せる中道照墨多モ足可ト
又南朝記傳ト云書ニ義持將軍の以代鷹水ニ車小笠
原長秀今川範忠伊勢貞行ヨリ作セテ武家のれども
定トあり代れとも今川伊勢の家譜ハト車又云
小笠原の家譜ヨハ三人の名も時代も又お遠ニキ

三家の人礼式を是よりしての信用にてて別よ三儀
一統辨とも書よ事記立く也

一諸禮もろ事は近代いひよつて指南する者あり哉れ
ハカウのれあう馬の禮度補立あるまむのれ歌連歌
の礼書れのれ鞠の礼庵丁方のれ弯^{タカ}のれ柔^{タガ}のれ
三外諸道のれを教ふた諸れもろやめ大事方ハ云々^{ハシマ}
事也公家よハ公家のれあり武家よ武家のれあり諸
藝^{アリ}す付てへき道^{トコロ}は依てれある一人も^{トコロ}諸家諸藝^{アリ}
禮ハかうつゝされ^{カウツク}又かうづれをとすも^{カウツク}あふやくら
も^{カウツク}すそ家よあるわれを人々指南をくま事^{ハシマ}る

あす我家ハ^ハ云家のれぞうりをもるべ^ト我家^ハ
家^ハ室町物軍殿中の云家座坐^{スツツク}するまひのれ
服嫁禮等の祓のれあとうり外ハ知^{スル}す比外の事人^ハ
指南をくま事^ハ云々^{トコロ}外のれハ各^{トコロ}家^ハよ知^{スル}事^ハ
我家よハ知^{スル}すまと^{トコロ}かうづくも人の家^ハの事也我家^ハ
も^{カウツク}指南をくまわ^トば

一近代古^ハ大^ニ遠^ハいふ物^ハ書れ^ハれ也書^ハやうも文言
も卷^ハ封^ハ極^ニも近^ニも^{カウツク}古法文^ハも用^ハわす
近代の人の風俗大名あうじ^ハ甚^ハうづくもれ^ハ小名
あうじ^ハあう川^ハゆもうやまひのうり書法^ハもかうづく

禮節もさう也今世の風俗は變りきりたまへ改む
べきもあらず私のれハ公儀より改政へされば改めゆ
也私も先づをつべてす又書れられのみる限らず
今私よ汝はくそ

一今私世人は戸を詰れ若としよまつゝ小笠系流の名
多き人々指南す也とて不祝ハ小笠原右近を文貞慶サクヨウの家
臣は小池基と魚貞成と二者あり右近を支おり侍役を至
て彼流儀を習ひ傳へ方子數多ありうち方子の中よ承
友とあら爲ヒサカリ久也と云者あり久也方子は水鴨傳左衛門元
也と云者あり後又ト也と号ス

常憲院様の若君徳松様御贅置の御祝あまー小鴨白
髪を、堀田對馬守正英マサヒテ獻上アシテき實ミツを仰めんとぞ對す
あう乃水鴨ミツは命タマ一鴨白髪シロコウハを調アシテせしを獻上アシテお
タケヒキタケヒキせせよとせよと名高タカシマ成す方子カガネもおびく
しきり也は水鴨ミツ老小笠原家カガネ事モノをわ
からく出アシテ指南アシテされを文侍ムセイにて水鴨ミツが子
乃又方子カガネと面ミツ思ミツいよをシテ私作ワカツり事モノをあいと
てせよとやあうすよりて今小笠系流カガネ名高タカシマ者
ち皆一様シテ必ず古実コトコトを失ミタマシいふのまゝに書
舊シテを多くする所シテ傳アシテる作り事モノ記メモと附

草文シテ和漢ノ古
書シテ見タル人ハ偽
リ事ヲ信ル用スル草
文ヲ水鴨ミツ流ナドヲ
信ル用スル人ミハ皆
無シ学シ文ヲ育ル力故
ナリ

きくへて笑ひへき事多々小笠原家よりハサウエ
あり。今世よりありとぞを諸大名あらもつみ水
嶋流を用ひりかあり多至物たりく。人ハナシ
むする事也。うら御ハタケ事あらずや然れど極のハシ
をソノ人の爲ハタケあらう。余より成ハタケか櫻ハタケ又云ハタケ
一ある。水鷺ハシの傳書ハシを不持ハシきるをあす。備ハシテスハシ
小ち書ハシのあす奥書ハシあり如左

右何この書考古事新事文合初學爲門第鑑ハシ而
深令私ハシ早後學可ハシ改予班者也穴賢

年号月日 永鷹ト也 元成

齊藤親基日記覽正
六年八月十一日石
清水八幡宮放生會
上卿仰習禮於所

右、如名考古事新事文合ハシあるをゆふ
也。が名ハシ考ハシ古事新事文合ハシ也。名ハシ也。
一習禮ハシト云ハ志川ハシ方ハシ御ハシ事也。古今著聞集ハシ建長六年
ハシ橋南東ヒ
作也。卷三公事比鄰ハシ云後多羽院ハシ大内ハシ比鄰ハシ
あり。白馬節ハシ會ハシ御ハシ應ハシ將軍ハシ元服記ハシ
云佛賜ハシ禮ハシ以下每事攝政家二條殿ハシ被ハシ指南申ハシ、
一故實ハシ事言語之部ハシ記ハシス

一天子の脚出ハシ行幸ハシ院の脚出ハシ脚幸ハシ院トハ天子ハシ
行幸ハシも行幸ハシもすぐハシ又ハシと云將軍ハシ脚出ハシ脚成ハシ
云脚成ハシ書ハシ室町殿ハシ比ハシの事。前櫻金葉筆

の比ハ脚行フニナリト書多イ東艦卷十一建久二年辛未八月六日壬午脚移徙之後有
脚行始フニナリ之儀云脚行を以フニアリトヨモ也脚行ノ二字テ
脚ありき也ありきの字を畧ハシメテアリトヨモ也脚
ノ字をあんと多く云か音のう川カワリ付タマトアリトヨモ也
トヨモ也以フニアリトヨモ也脚成ト字を書フニム也

脚行ト書事小也謙余年中行事ハシメテアリトヨモ也
ノ脚余年中行事ハ室町歴時代ハシメテアリトヨモ也

一物の食様ハシメテアリの事古事談德大寺大饗宇治左府令
向給ハシメテアリ之時如法令食給ハシメテアリ事畢コトガハル之後別足ハシメテアリ之食様見習
ハントハシメテ人ハシメテ群寄ハシメテ見ケレハ継目ハシメテヨリハ上ラスコレツケテ切タ

リケルヲカハシメテアリタル方ハシメテアリ口令食給タリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラル、
事ト云其時ノ正客ハシメテ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人乘リタマフ也其日鷹飼ハシメテアマタ鷹
ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ハシメテ取ラスル由ラス
ル也鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ服ノ
「也罷目トハ鳥ノ足ノ骨ノツガヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ内
ヲカレ付テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカドアリタル方ノトミニシ右ハ
宇治左大臣乃膳の焼鳥ハシメテ食ひやうを欠習ハシメテ人ト
大勢の人ハシメテもハシメテアリタマレハシメテのをハシメテあり方代ハ禮式
故寔ハシメテ大事ハシメテ事ハシメテ事ハシメテ考ベハシメテ先公之家
ハ及ハシメテ也武家ハシメテもの食様ハシメテの仕付方あるもの

一拍手事ハシメテ

ハシメテ大饗字木ハシメテ漢ハシメテ漢ハシメテミレタル也

神代ヨリ傳イ日本上古より

禮也人よ遠時先づまきおみれとぞる之後代、白拿
礼あらむむと行ふれば我今よ神前よりはまきお
みをすゆ也是け我の方れありか神前よりはまき
おみ拍り也_{の御見合}おみ拍りの御神佛

アマ
一天乃さうあら川トシテ日本記并伊勢物語等よみえ
アマ
アリ天より水の事すハ皆天を乞フテ云ニさうも亦
アマ
代のれあきハ天のさうもとそりきり魚退キ也退く
アマ
モモモトム人前へ進テ遙ク村又多々柏川を進
アマ
見るのれ也退ク村よも又多々柏川を退ク也
アマ
アマノケカテノアマラ海人ノ事ト云既アリサカテト、海波をカキワクルミナト、
アマ
云色モサマノ邪既あちノ用ヘカラズ逆サカト云既モ不爾モ逆モトモウレロナキ

ウチテ人ヲ呪咀きテ云ハ伊勢物語の如ニ合フヤウニ作り
タル说ナリ是ヒガコトナリ用ヘカラス

伊勢下總守
九真久が記也

云女中ノ一女房衆侍酒事腰巻をなされし稱威付左手孟の臺と腰まをこねまくる右あくてもと取る
さうきあい地ありもくり下下也とあり又女房ミ酌なまで
トシ持立茶牽あ（唯いまうよますてとうせせむか脚け
酒さくく時どあかくい物よりくはと取りいとあり物ようく
女め中じ前ま子こ酔ゑ膳ぜん以ひ酌なまで也と之そのお物よりくかわ女め腰まおの時のど取り扱あきちづくのおハ
右あくてもと取るあかづく、手极ごくくふくも

又も何より仰よ云腰巻背中縫目ヨリ大脉一尺ホト間ヲ通カト
シモセ紙拂タハナリキテヨリ付至て帶の間カヒナリヨリ方たゞ
左脚カツミ立タム

一左右膝立居之事大和守積奥傳京極宮諸大夫起居ノ時
滋野井殿同説起居ノ時
右ノ膝ヨリ立タムハ懷中ノ扇帖紙タバウカビヲ不落タメ也左膝ヨ
リ突モ其心得也然レ凡尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ
膝ヲ先突テ起時ハ後ニスヘシ其體九條殿年中行更
三見タリ江家次第ニモアリ江家次第内并細記云次
向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云
凡拜時先突左膝是為令懷中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方故

祝儀之部

置鳥置鯉ノ事ニ

一祝ト云ハ神ヲ祭ル事也元服婚禮モ外の祝モス
 公方極大名モ御城の時モ二重折玉鯉^{ナウタリヨキ}鳥^{コイヨキトリ}冠子アド
 ル彦御^{アシム}主^{ミム}神^{ミツ}アヘキモ^モ借物^{モツ}也代^{タメ}モ今ハ只
 羽齒^{ヒサシ}のかざア^ア物^{モノ}内^{ナシ}カゆ^カハあ^アモ^モア^ア也元服薄
 成^{アシム}ア^ア軍神^{クンジン}モ祭^{マツリ}齋^{セイ}レ^ルモ伊^イ弔^サ諾^{ナキ}尊^{ノミコト}伊^イ弔^サ冊^{ナミコト}尊^{ノミコト}
 モ祭^{マツリ}リ^ルモ一^{イチ}水神^{ミズジン}モ祭^{マツリ}リ^ルモ外^{ヨリ}常^{ヨリ}信^ム神^{ミツ}
 モ城^シモ主^{ミム}氏^{シテ}神^{ミツ}モ主^{ミム}モ祭^{マツリ}リ^ルモ息^{フリ}吳^サ延^エ命^{メイ}武^ム運^{ヨシ}長^{ナガ}久^ク子^ノ
 孫^ノ繁昌^{ハシマ}モ祈^{モツカシ}事^{モノ}モ祝^{タマシ}也神國^{ミツコトノクニ}の風^{カク}也
 一婚禮^{モツカシ}行列^{モツカシ}の中^モ惡魔^{アバクモ}もひと^モまけ^モす^モお^モシ

一じある女の額カホをまきよ／＼毛マツをうき髪カミをくわ／＼
て古アラはす事今世上アサシにあらざる事也定タメて古例カヨリも因マサニも
内ナカニの事モノあべ／＼我家アシカニは傳ツキて京都將軍時代カガミの古實
ニハ一而ヒテあら事也依マタニて不用ウタク

一據禮コトハの母モチメの尊君スンゴンの輿ヨリをうき出スルきようしろを蔽ヒスケルる／＼
人ヒト乃オノ輿ヨリをうきやくも事今世上アサシにあらニギハ婚ハラハラ
禮リ又ハ假カす事モノを思マサニむが死マタニ人ヒトハ假カすぬ物モノ也モそれモあ
やううて假カらぬ爲モめばモうりの爲モあマタニ死マタニ人ヒト
嫁マダラハ入マタニ大禮カタハラハす／＼子孫繁昌ハラハラの爲モ也モ死マタニ人ヒトハ
生マタニ福ハラハラをすマタニあいマタニ事モノ也モ死マタニ人ヒトのまきよをも／＼

バとそのまうきよの君カミハ必マツシ返カムさむ也モくへるう／＼奴ハ
ち多カタマリ男ヒト内シタふマある事モノ也モ死マタニ人のまきよをも／＼嫁マダラハ
乃オノ前マサニむこ後アフタのあほマタニひあうとマタニとめモの孝行カタハラハ
すマタニとマタニ教マタニへマタニおマタニ正マタニ坐マタニ桑シカ桑シカ和ハおマタニ極マタニせマタニを喰マタニ
事モノハありマタニべ／＼むこ歎マタニきあいマタニうか／＼嫉妬ハラハラ各カタハラハ氣モカ
よく男ヒト情モカ不孝マタニあマタニバ必マツシ返カムさマタニうか／＼又マタニ死マタニ人ヒトハ子マタニう
叔シウト物モノ也モ嫁マダラハい子カミをうじ爲モ也モ死マタニ人ヒトハあやうう／＼ぶ
子カミ死マタニもマタニあマタニへマタニす延エシ寒ホリ年イニ中マサニ有マタニ川衡カワヒラハ察マタニシ
者ヒト滿マツシる遠カタマリの時モへマタニう脚カタマリとマタニをあマタニきマタニうき
うきカタマリいゆマタニうくマタニ間マタニきマタニ貞衡カタマリの養カタマリヌモマタニよめ子

死きよひつばりやうすみよまくとせゆるふ生ある
捺湯ひ身少くもて薫流す、あきこみ也事のめくまゆ
無くもやされうる也

一今世上より據れの三ツめの日^{ムコウト}奪舅^{レウト}大^{スル}は^{シテ}餅を川^{カミ}せしむ
百八十七よりために^{シテ}おも^シうます^シいの物を
作りてそぞちよ^シの餅を入^シて使^シはね^シせりて途中^{シテ}
土^シあひあがひ^シは餅を食^シて廢^リて祝^シゆ^シ當^シ世に戸
主^シあるもやも^シ也^シ亦^シ教^シ物^シ軍^シ時代の^{シテ}か實^シは^シさ^シやう^シの
事^シハ^シあ^シ一^シきめの日^{ムコウト}餅を川^{カミ}せしむ^シある事^シ也^シ餅
の數足り^シるも^シあ^シその餅をうひづけ^シ四^シ杯^{モモリ}と

ソ^シあ^シきの^シも^シい^シあ^シみ^シお^シと^シへ^シほ^シを^シる^シ也^シ二
神夫婦^シの道^シを^シ指^シす^シい^シ一^シ杯^{モモリ}ハ男^シの^シ傳^シ
も^シる^シ二^シ杯^{モモリ}ハ女^シの^シ傳^シも^シる^シ分^シ二^シ杯^{モモリ}ハ二^シ杯^{モモリ}
也^シ合^シて四^シ杯^{モモリ}也^シ此^シ餅を折^フ入^シて^シよ^メ君^シの方^シ二^シ杯^{モモリ}
^{トコサカワタ}も^シ年^シも^シ用^シ害^シ也^シ此^シ四^シ杯^{モモリ}も^シ玉^シ也^シ
此^シへ傳^シす^シの^シ貞衡^シの^シ口^シ傳^シあり

一今時婚禮の夜^{トコサカワタ}床^シと名付^シて夫婦^シ宿^シす入^シ立^シを
取^フハ^シ酒^シの^シ法^シ式^シある^シ極^シも^シ先^シま^シも^シ古^シも^シ
事^シも^シ也^シ世^シの^シち^シり^シ事^シ也^シ神^シ御^シも^シ打^シと^シけ^シ夫^シ改^シ
の^シもの^シ法^シ式^シハ^シあ^シね^シあ^シ酒^シも^シ奉^シじ^シり^シ也^シ

婚礼ノ時夫婦盃ト
リカハシ男ヨリ始
ルヲハ酒盃ノ部ニ
配ス

儀也者あゞへ左様の不行儀あゞりをもとよりの事
あゞへせぬ事也

一人の被絞の財ハ人の氣もうけず車をこまず氣もうけむ
物を多めにすあす羨みを付され也將れも、猿
毛の馬もあへてす猿皮のうりが付くすと曰記す
あるはきるゝえのを思ひか也うゑの鞆よ寄
ふすとあるハ塵ワ、ありとえのをもむか也元服クラ
りふの矢を物よざぬ、男の被よ切カミふみを忌也
小豆アツキを肉スルもあ川カワき、糞ハラき、腰ヒダ切カミむ物をまぶ
いむせ弓アシよあき衣服ウエアええ夢ミの字付

るを物をひむ事ハ火をかく事也家作材木小檜の
木を用ひ食物をも火をすゝ菴々旅あわせ、ひの字付
き物をひむ事ありまことに其あきども方よりのあらう
りふすじも事をひむハ禮あり

一匹の膳を、よせんと云ひ、黒人めを、ばよめんといひて物
乃歎をくふよ。里へよ初をくもハ私とくふのをせんりふ
が也。立とくろう相をくよ馬まや料理^{レウ}_{ガイ}用^リゆ奥のあ筋^シ_{ガイ}
多み矣。獻あくまく用^リゆ。多みのあれども、ちわちわ
用^リゆ。秋鳥の筋筋を、用あく。口の字を、もじら
わく。きぬあまくとも、右よりこまぬのを、ハシマズレじ

事をば心をされとす也やうみゆ程屬をくひ
古法を^{スツ}持^{カツ}ハ却^{カツ}物を^{カツ}ず也

一 婚禮の結納^{ユイレ}ノキ^ヒモテ^ミシテ^ミ不^ハ候^ハ也^ハ之^ハ恩^ハ
女^ハ書^シよ^リ文^度ト^ソシ^クの^ミ入^ル候^ハシ^ミシ^ク付^ス
ト^ユト^五音^通すかゆ^ヒい^セト^モミ^テア^ハト^シ付^ス
ト^ユ結納^{ユイレ}ト^モ書^シ也^ハ知^ムト^シ今^ハ結納^シト^シあ^ハセ^ム
エ^ハあ^ハサ^ハ也^ハゆ^イト^シ云^フ親^方も^アき^ム

一 い^シい^シを^シ古^ハ多^シの^シも^シ也^ハ是^ハ男^ト魚^ト書^シ
と^たの^シ聲^トの^シ夫^トな^シの^シ核^ト也^ハ知^ムト^シ又^ハ是^ハ男^ト魚^ト書^シ

旅^リ物^ト送^フあ^ハ方^トお^ハう^シト^シ古^ハ多^シの^シ也^ハ是^ハ男^ト魚^ト書^シ

古法也今ハ聲^トの^シ男^ト送^フジ^トイ^タ男^ト聲^ト送^フ

物^ト今^ハ世^ト古法^トめく^シ也^ハ是^ハ男^ト魚^ト書^シ

嫁^モ嫁^モ同^ニ字^也
記^ニ多^ク嫁^ノ字^也
用^フリ^テ多^ク嫁^ノ字^也
嫁^ハク^ハシ^ノ
音^也別^ノ字^也

一 榻^モ飯^モ書^シト^シだん^トも^シ也^ハ又^ハ榦^モ飯^モも^シ也^ハ是^ハ正^月將軍家^ハ大^名出^仕ト^シ御^膳の御^膳郎^ト獻^ド

ある事^也東山殿^中行^事ト^シ獻^ト榦^モ飯^モト^シあ^ハト^シも^シせ^チふ^シの^シも^シ也^ハ同^シか^ハ也^ハ榦^モ飯^モ膳^食財^代三^浦

あ^ハど^ハ役^ト勤^ム也^ハ京都將軍家^ハ等持院殿^{尊氏}の^代行^ト也^ハ鹿苑院殿^{義滿}乃^ハ時^ト視^式於^ハ之^ニ之^ニ

毎年正月元日ハ管領二日ハ土岐三日ハ佐久

一塊ワカ飯パンの飯パンの字シテ、盤バンの字シテ、塊飯ワカパント書シテハ誤スルアリ。之ハはれレも
芳ハラハラす。用ヒサシひあアモむ事ハシマムあハ改ハタハタぐタタタ。又塊飯ワカパンハ正月ハヤハヤ
のみミニ限ハシマツル。事ハシマツルす。今ハシマツルの世ハシマツル内ハシマツル祠ハシマツル。料理ハシマツルをハシマツル。
まハシマツルと云ハシマツル事ハシマツルをハシマツル古ハシマツル書ハシマツル。塊飯ワカパント書シテ。

一 婉飯の事 庭訓往來も外方書 婉字を用タルハ誤也
婉ノ字ハ玉篇ニ烏管切トアリ 音ワシニ也 婉ノ字ハ玉篇
ニ後官切トアリ 音クハシニ也 婉ト𡇠同字ニアラス 婉ハ椀
ト同用の字也 古書ニ婉ヲ不用シテ 婉ヲ假り用シム

ハ塊ノ字俗字ニハ一引を加へテ塊ト書クハの下ニ死を書
くか死ノ字を忌みて塊ノ字を廻り用ルナルヘシ字跡
ノ似テ有ナ押テ廻リ用シ欽ワニハンをワウハント云ハ
判官をハウグハント云同例也ムキウト云ハムヒウ音相
通ナクナ也フムユルウラシハント云ギリマワウハント云類の
事故名同トス也万事名同ト云事あり

一塊飯ハ今世俗ニ號ム多シヒトスニ同ノ塊飯トモア武
家のシヨ限ジス公家ニモアリ左經記卷一ニ寛仁元年
十一月廿一日乙卯候内新中納言被出殿上塊飯左大將被調

又卷三寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被

備殿上塊飯塊飯ハ食ヲ人ニラルマフナリ正月ノ
モナカ

三代実錄云仁和二年正月二日壬午大政大臣第一之男時平於仁壽殿加元服于時年十六帝自定取冠加其百令主殿助從五位下膳原朝昌末直理髮モナカ

一元服トミエ元ハナシメトシモ服ハキモタシモムシホ
シ前き者成長一トモナシモアシホの衣服をタシモタシ
元服ト云也元服の時加冠の役理髮カクハシの役トゾリアリ
加冠トハ五回カクハシをタカシム者セシム人也高回ハヤス一おやの事
也理髮トハ童子の髮先を紙子包ミテ髮の先を切人
也理髮の人髮をちやーと叔加冠の人高回ハヤスをタカシム
がせゆ也叔ニシテ始テちこゆいの高回ハヤスをタカシム
むタ也加冠の人より名乗字を一字持リツスモタシ
將軍家の御名乗字を下立ムモ有元服モナカトスモ

時位高き家の子孫ハ官位を以て官位せぬ人ハ何
た何若あらず云あらずふ名をやゑて何太郎何次郎あ
どくありあの名を付也是が爲ゆ一一名と云板也後セ
いも高々たゞすく威く比よりて長こゆいの至同
一がやめて常の五角一を用ひ也元服以ての童子お
跡ハ人物の部よりする念へりあへる元服の次方太
の話也今世からハ童子前髪を大につけむるのみ
みをねくを常元服といひ前髪をあくべて月代を
ちりかたる服あらず云々近代のあくべ也古事記
一公家の元服ハシロトミホトケヒを短くつめ紫りく

ミ緒やアモミヨリモモニ車元服の書サヘ一板今近
有素の眉毛を剃り去りテ左右眉毛よりも上の方額内
際ニ墨を以テ丸くあわに眉を付ムシモモ眉と云
但比眉ハ十五六七歳の比まで無く也ミキナリアフ
やめシムテモモモ成長ニあくべ也何れも高眉ハ
薄毛を蓄イテやめシム成也モ眉をや失テシのど
そくの眉毛が立ツモ也比附ワタケ小袖ノ御二郎の衣冠や先
てよきをぬじあきさく衣を易セシモ也又元服の
日族カチ舊から歯を焉レ除ム也京都將軍家より御
元服の法式公家の法を用ひて高眉を作りテ

を付され一事公家と同

一女乃衣服を髪にさしと云也十六の年少は祝ありたあるく八十の年よりすり也髪の先とがんの髪をもどり也きどく切り重く髪にさしハ聟歎をうぐい也簪れぬああバウモソシカタスる聟歎ありてうぐい也

山巻ハ妻門ヤト云
草也雪霜ヨク草也

毛根り根おもぞうの弟小山簾海松一かき山櫛スゲタキヤナギ一
也小き青め石二掃一具アヲをもつてアリ今紙一
帖入と抽出とく女子ハ碁盤の上より居てわらを
うしう廻り髪の扇アラシを通す山すげ海李山櫛アラシタキヤナギ青
目石をゆひ付ミルハ拂ハラフを拂ひ髪の先をう度ふ

きあづかうちうもじうとま度とあくとまくみ
をもひす髪みさきをゆもみてねがんの髪をもひす
て山まげ以下ゆひ付ひる物をもさきてもむよもむ
くる髪をもくらす引合の城を乞ひ川へ流すねま
やもせりよまかまのを作る也びんのをさねあまの
のうあじ妻嫁入童子の祀もあり山まげを用ひの
山まげはもくあげまて冬も雪あよいもむくの物ね
それよあやう髪のちくあげの為也海ねも水中そ
もがうある物也山まげも海ねも色まじ髪乃
つやまくはまくもくか春をすもあやくも鳥也詩

櫻痴屋
方曰ふうをきのみ
トテモ脚あはれ、内

あくよ録 髪翠 賞 あくよ作 あくよ聲の青 アラヒタリ
をあむ祠也山櫛ハ雪まゝもあわすめとて物
也青の石、まきし石也あくよ物より上の上ま
を髪の色アヤウもあやうも爲すも用也川や橋も水内
流ハウぎりあくもか髪のちアムり放祝ハフ也
ちアムりゆひゆ唱トナフもの髪セシヒロ千尋ヤマ百尋ヨモもか
きアムりゆひゆあり髪セシヒロの事女ヒメ人物
の郊ハシマはれハシマ不食ハシマ 基盤の上ハシマ不食ハシマハ
一ぬうきハシマ不食ハシマ小兒ハシマあり年ハシマもくもくひる髪の
先ハシマかまもく祠也髪セシヒロも也役ハシマ、髪セシヒロの時ハシマ

あくよ綠髪翠簾リョウカツスイ あく作ヒン あくは青光アヲヒタリ
あくも覗也山櫛ヤマザクラ 雪裏シユリ あくわすめとて物
也青の石シロイシ まきとシマキト 石也あくと物シマキトモノ と上シマツ
を髪シマツ り色シロイ あやうも爲シナガル す用シテ セ川シマツ や櫛シマツ も水シマツ
流シマツ はうきシマツ あくちシマツ か髪シマツ のちシマツ あくのシマツ 改祝シマツ か也
ちシマツ きシマツ あシマツ 唱シマツ もの髪シマツ 千シマツ 歌シマツ サンヒロ
きシマツ きシマツ あシマツ 拙シマツ ちシマツ がシマツ かのシマツ 事シマツ 人物シマツ
乃シマツ 邑シマツ おシマツ 金シマツ へシマツ 基盤シマツ の上シマツ 之前シマツ は髪シマツ
ぬうきシマツ ひシマツ 云シマツ 被シマツ 小兒シマツ あシマツ 年シマツ まシマツ ういシマツ 髪シマツ
先シマツ あシマツ おシマツ 被シマツ 也髪シマツ ちシマツ 也役シマツ へ髪シマツ おシマツ 的シマツ 也

右を左へ左右の手
又持せりてござる
の上ニあつてせん
アリテのことをゆく
えらうけゆくと
のときをもみよ
るを左右のあつ
も一つあつてさす

うるまの事へおどりあは寝具を道具
の入で持て一吉方へ向むせよとちゆくをもとめ候の内
きゆきはとて紙よ色々 打乱紙を納めて退き相傳
祝ありとむづくの聲ハ川へ流せ也とも聲のあらす。

此元ガ殿中日く
元寛正六年十一
月十日ノ条ニ姐
君様一両日中可
有高髪並御祝ム
右東山殿ノ市代
也
髪置ノフラ生髪
氏云東鑑ニ見エ
タリ。セイハツ
トヨム也

事成候事ノ事
一髪金内被ハ若奈^{スガ}キムシ^{スガ}ク^{スガ}を作リシテ
松山^{スモウ}ノ花の作り枝をかわの方紙^{ホノカヒ}は包^{ハコ}ム
打札^{ウチツクシ}翁^{ハコ}よがん具^ツを入^{ハス}れぬ出^{ハシマ}アシテ小鬼^{コケイ}をすへ而^{ハシマ}モセ
あづまをくまふせア稀^{ハラタカ}きを左^{ハシマ}の珍^{シテ}人^{ジン}ニテ^{ハシマ}キアハ
珍^{シテ}人^{ジン}ニテ^{ハシマ}キアハ

小児の力術也

一かり元服之事うづく云ハ男子十一歳より刀を
さし祝言祝言
次方 刀刀ハあ 刀あり

次方 祝言ニ
刀よりあへ
刀あり

文明十二年十二月
サ一日今日三歳女
生有娶置祝着儀
御
一男子髮至事永享八年十一月廿五日義勝から即發金
印く玉の粉ト云
ハリトリトモキモ
サクシテアラ
ヨ白さナリコキム
リヲ取アリタリ
あきドヘ鳴津本東
白唐織物用致
石たゞミ急の甲
真葉祝くハヌテ
鑑仁治一年六月十
七日若君前川生
發也若君ハ賴爾ム
也
萬大口をあす
脚地白き筋
都所筋り腰吉承
若君傳
三歳ミセ時ニ

男子髮蓄事、永亨八年十一月廿五日義勝、
次方之肉脚、（スワリノヒトシノタマツル）、
織物の二つ唐服を貰す。至後脚筋張（エバハラシテカニ）、
石たゞみの甲（イシタツミノカミ）、
玄蕃脚筋張（クサバタマハラシテカニ）、
大口細長地（カムキナキトロヒロナガシテカニ）、
玄蕃脚筋張（クサバタマハラシテカニ）、
大口細長地（カムキナキトロヒロナガシテカニ）、
玄蕃脚筋張（クサバタマハラシテカニ）、
大口細長地（カムキナキトロヒロナガシテカニ）、
三歳より發毛の祝、（スワリノヒトシノタマツル）、
侍、（スワリノヒトシノタマツル）、
上ト左もひ又肩衣袴（モモスワリノヒトシノタマツル）、
男ハ此時袴を無、

あめい祝言文
次第 二歳幼少より五歳八月ちゆうじん

卷之三

機美の付直里
ノクンすあふの時
付トモハシハシモアリモ松川
ハナラムササキモ
レニ度ムとヨス
村東小見吉もヘ
而ラキナ板橋モ
させ上ハ度ムとヨ
入也之
を以テ考観ムニ亦年の付直里も
又は板橋モ

より貞久記云禱多の多分立の時もくまきも
はくみうきぬりやんね竹龜龜を付りふ又云安
致をも付トヒテ

伊勢守貞孝相傳條
タ云第あを一の祝
何ぞ又式ニ歎あく
一第あはーの祝を今ハ第シテの祝タモトハ小祝タモトハ小

あかタカアーチ
襷ハ腰のこゝの付
する帶を用祝言之
次第

年々もと也廣くよ小袖帶を腰へ出でめとすと
瑞ある式也あー小児ものこーお祝也男女同

大草取わ然書ニ
帶事の祝トアリ

もと汲きの時も同
ノハテ手等五
四一ハ元服の时
初より
貞久記、もとあさみ
ヨモリ人立の时も
タスカセアトも
タスカセアトは故ね
行彦也オリ何
リ又云家の故を
有シ

水立記承保二年八
月十六日今日東宮
御着襟時三歳
玉藻承久二年十一
月五日此日皇太子
御着襟二歳

一ちうは男ハ小児セのこー也小きもあふを廣く
まくすねまー小児を吉方ニ向をせトイをノハサ
キシテめきもる也はうみ計多きすタハ相をあき人
あるが上をハ界する也是をもあひのまうもせ大名
あど子息もくろも綴あどをもめそ子 えせ
時も下をもくろり也是を男子計也

一男子袴名の事ニ歳奉式也あー主人の事ニ

み依て五歳七歳もセーのと知ヘ

一女のちうは、平人より大名あどいに县女より
あり、紅のほくぬを始てめきする也。紅の袴ハ紅乃若
袴也。内裏上鶴あどめす袴也。地ハ精好あり是も
小児を吉方ニ向をせトイめきする也。袴ハ廣く
きて、生也そも小児セのこー也。女ちうは、
其年の郊ノ吉日ス。今も公家

み、女子袴名の事ニ

一女ハ九のこーおりうを付する是も祝祥あるのあ
れど、あもき女房りいあやくー、吉方ニ向をせトイ
袴代付されさせドア、男ハ元服以後う称を付

也男もハ祝也ア一一家ノの佳例モハ祝也アモ有

男のうまきもハ
人物乃都ニテナリ

